

令和 8 年度
第 3 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 8 年 8 月 25 日 午後 4 時 00 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 宮崎県最低賃金専門部会の審議結果報告について
- 2 宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について
- 4 その他

1 宮崎県最低賃金専門部会の審議結果報告について

2 宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）

3 宮崎県最低賃金専門部会の廃止について

4 その他

宮崎地賃審発第9号
令和8年8月25日

宮崎労働局長

吉越 正幸 殿

宮崎地方最低賃金審議会

会長 橋口 剛和

宮崎県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月6日付け宮崎労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月5日発効の宮崎県最低賃金（時間額952円）は令和6年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議する。

宮崎県最低賃金

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 8 5 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 宮崎県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 952 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 5 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の宮崎県内人口
加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,963 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると宮崎県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$$952 \text{ 円（宮崎県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 136,337 \text{ 円}$$

※ 令和 8 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料 No. 3 「生活保護と最低賃金」のグラフに示された比率。

令和 8 年度宮崎県最低賃金の改定及び発効に当たり、下記の事項について、
国に必要な措置を講ずるよう付帯決議する。

記

- 1 「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」で閣議決定された「積極的に賃上げを行う中小企業を重点支援するための税制を含めた効果的な措置」及び「交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組の後押し」について、確実に実施すること。
- 2 円安や資源価格の高騰、中東情勢等の影響による原材料費等の上昇に加え、価格転嫁が十分に進んでいない状況を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業継続及び雇用の確保・維持を支援するため、業務改善助成金をはじめとする各種支援策の更なる拡充・強化を図ること。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ原資の確保を図るため、労務費、原材料費及びエネルギーコストの上昇分について、適切な価格転嫁が確実に行われるよう取組を強化するとともに、実効性のある支援策を講ずること。
- 4 中小企業・小規模事業者が賃上げを継続的に実施できるよう、賃上げに伴い増加する社会保険料負担及び税負担の軽減措置について検討すること。
- 5 最低賃金の引上げに伴い、社会保険制度上の扶養から外れること等による手取り額の減少を避けるため、労働者が勤務時間を調整する、いわゆる「年収の壁」の問題への対応を一層推進し、人手不足の深刻化を招かないよう必要な措置を講ずること。